

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性および透明性を向上させ、当社の株主価値の増大に努めることです。

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、監査等委員会設置会社を採用しています。当社の監査を担う監査等委員会は、複数の独立社外取締役を含む社外取締役（監査等委員）のみで構成されており、この社外取締役である監査等委員が、取締役会における議決権を有していること、ならびに株主総会において取締役の指名・報酬等についての意見を陳述する権利を有していることなどにより、経営監督機能がより強化されています。

また、当社は、意思決定および経営監督機能と業務執行機能を分離すべく、執行役員制度を採用しているほか、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、経営陣による経営判断の迅速化も図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4 - 10. 任意の仕組みの活用】

補充原則4 - 10 - 1. 任意の諮問委員会の活用

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたり、任意の諮問委員会は設置してはいないものの、取締役会の審議に先立ち、複数の独立社外取締役を含む社外取締役（監査等委員）のみで構成される監査等委員会で審議することとしており、この助言・アドバイスを踏まえたうえで、複数の独立社外取締役を構成メンバーとする取締役会において決定することで、取締役会の機能の独立性・客観性および説明責任の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 3. 資本政策の基本的な方針】

当社の資本政策については、当社ホームページ (<https://www.ccbj-holdings.com/ir/stockholder/dividend.php>)、有価証券報告書および決算短信に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式に関する方針】

（政策保有株式に関する方針）

当社は、原則として、いわゆる政策保有株式を保有しない方針です。

しかしながら、事業機会の創出、取引協業先および地域社会との関係の構築・維持・強化を目的に取得している株式があることから、保有する主要な政策保有株式については、その保有コストおよび投資リターンに関する評価および報告を実施するとともに、その評価に基づき政策保有株式の縮減を進めております。

また、当社が保有する株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、その議案が株主価値を毀損するものか否か、あるいは当社との関係にどのような影響を与えるか等について検討し、議決権行使を判断しています。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引の承認手続きの枠組み】

当社と取締役との間の利益相反取引および競業取引の決定につきましては、法令および取締役会で定める「取締役会規則」により、取締役会における承認を得ることとしております。なお、取締役会での承認決議に際しては、当該取引の当事者となる取締役は決議に参加しない等の適切な運営の確保に努めております。また、当社と取締役との間の利益相反取引および競業取引が行われた場合には、その重要な事実について、取締役会において報告することとしております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金に関する知識や経験を有する適切な資質を持った人材を企業年金基金の専従の事務局員として配置するとともに、さらなる知識の向上を図るためのサポート等を継続的に実施することで、企業年金基金のアセットオーナーとしての機能充実に取り組んでおります。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところや経営戦略、経営計画

当社グループの経営戦略および経営計画につきましては、決算発表および決算説明会等を通じて説明するとともに、当該資料につきましては、当社ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。 (<https://www.ccbj-holdings.com/ir/library/presentation.php>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性および透明性を向上させ、当社の株主価値の増大に努めることです。

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、監査等委員会設置会社を採用しています。当社の監査を担う監査等委員会は、複数の独立社外取締役を含む社外取締役（監査等委員）のみで構成されており、この社外取締役である監査等委員が、取締役会における議決権を有していること、ならびに株主総会において取締役の指名・報酬等についての意見を陳述する権利を有していることなどにより、経営監督機能がより強化されています。

また、当社は、意思決定および経営監督機能と業務執行機能を分離すべく、執行役員制度を採用しており、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、経営陣による経営判断の迅速化も図っております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針および手続き

当社の取締役の報酬については、国籍・経験などの観点から多様性に富む優秀な人材を採用しリテンションすることが可能となる報酬水準・構成とし、また、利益ある成長の実現にむけて十分なインセンティブとなるよう、業績連動報酬を重視した報酬構成比率としたうえで、中長期的な企業価値向上および株主との利益意識の共有を促進できる報酬体系としております。

取締役の報酬の総額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）は2020年3月26日開催の2019年度定時株主総会において年額850百万円以内（うち社外取締役については年額50百万円以内）、パフォーマンス・シェア・ユニット制度およびリストラクテッド・ストック・ユニット制度に関する報酬として業務執行取締役に交付する金銭報酬債権および金銭の総額を、当該報酬額とは別に、1年あたり200,000株に金銭報酬債権および金銭の交付時の時価を乗じた額以内、監査等委員である取締役は2016年3月23日開催の2015年度定時株主総会において年額100百万円以内と定めており、各取締役の報酬は、この総額の範囲内で以下のとおり決定しております。

1) 業務執行取締役

当社の業務執行取締役の報酬については、報酬決定手続きの透明性・客観性を高めるため、複数の独立社外取締役を含む社外取締役のみで構成する監査等委員会において報酬内容について審議し、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会において承認を受けた「取締役および執行役員の処遇制度」の基準に基づき、取締役会決議により代表取締役へ委任し、代表取締役が業績連動報酬の額を含む各業務執行取締役の報酬を決定します。

2) 監督役員（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役）

監督役員（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役）の報酬は、経営の監督・監査という役割をふまえ、基本報酬のみで構成します。水準は、外部専門機関の報酬調査データ等を活用し、国内の同規模企業の水準を参考に役割に応じて設定しています。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会へ提案され、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。監査等委員でない社外取締役の報酬は、取締役会において承認を受けた「取締役および執行役員の処遇制度」の基準に基づき、監査等委員会での審議を踏まえ、取締役会決議により代表取締役へ委任し、代表取締役が決定します。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針および手続き

当社の経営陣幹部の選解任および社内取締役候補者の指名を行うに当たっては、当社の評価制度に基づく貢献度合いおよび将来性などを判断することとしております。

また、社外取締役候補者の指名を行うに当たっては、当社の企業価値増大に大いなる貢献が期待できると判断する者を指名していくこととしております。

さらに、監査等委員である取締役候補者の指名を行うに当たっては、少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を指名していくこととしております。

なお、経営陣幹部の選解任および取締役候補者の指名手続きについては、取締役会において決定することとしております。

当社は、複数の独立社外取締役を含む社外取締役のみで構成される監査等委員会をおく監査等委員会設置会社であり、かつ、複数の独立社外取締役を取締役会の構成メンバーとしており、公正性・透明性は確保されていると判断しております。

(5) 上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役候補者を選任する際は、株主総会招集ご通知に個々の選任理由を記載するとともに、株主総会招集ご通知を当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

・株主総会招集ご通知 (<https://www.ccbj-holdings.com/ir/stockholder/meeting.php>)

経営陣幹部の選解任を行った場合は、その事実を速やかに公表いたします。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、監査等委員会設置会社制度を採用しています。当社は、意思決定および経営監督機能と業務執行機能を分離すべく、執行役員制度の導入を行っておりますが、監査等委員会制度の採用により、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、執行役員による経営判断の迅速化も図っております。

当社は、取締役会で決議する事項を、法令および定款に定めるもののほか、取締役会で定める「取締役会規則」において定めております。その主なものは以下のとおりとなります。

1. 経営の基本方針に関する事項
2. 経営組織、経営・執行責任者に関する事項
3. 会社の組織・人事に関する事項
4. 株主および株式等に関する事項
5. 会社財産に関する事項
6. 企業組織構造とM & Aに関する事項
7. 子会社管理に関する事項
8. その他（重要な契約の締結および定款または株主総会の決議により授権された事項等）

それ以外の業務執行の決定については、取締役会に委任し、さらに執行役員および部門長等に権限委譲されております。その内容については、社内規程において明確に定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役となる者の独立性判断基準】

当社は、当社の社外取締役（候補者含む。）が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目の要件にすべて該当しないと判断される場合に、当社は社外取締役が当社に対する十分な独立性を有しているものと判断いたします。

1. 現在および過去10年間に於いて、当社およびその子会社の業務執行者
2. 現在および過去1年間に於いて、当社を主要な取引先（取引先の直近事業年度において、連結売上高の2%以上を当社グループが占める取引先）とするものまたはその業務執行者
3. 現在および過去1年間に於いて、当社の主要な取引先（当社の直近事業年度において、連結売上高の2%以上を占める取引先）またはその業務執行者
4. 現在および過去1年間に於いて、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上報酬を受領しているコンサルタント、公認会計士または弁護士等
5. 現在および過去1年間に於いて、当社から年間1,000万円以上の寄付を受領しているものまたはその業務執行者
6. 上記1から5に該当するものの二親等以内の近親者

【原則4-11. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11 - 1. 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス・多様性および規模に対する考え方

当社の取締役会は、経営の効率性および透明性を向上させ、当社の株主価値の増大を図るため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を以下のとおり定めております。

取締役会は、定款上の員数である取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内および監査等委員である取締役7名以内とし、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、企業経営、財務戦略、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見および専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成といたします。また、コーポレート・ガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役のうち、当社の独立性判断基準に基づく独立性のある社外取締役を複数名選任いたします。

取締役候補者を決定するに際しては、社内取締役については、当社の評価制度に基づく貢献度合いおよび将来性を判断することとしております。また、社外取締役の指名については、当社の企業価値増大に大いなる貢献が期待できると判断する者を指名していくこととしております。なお、取締役候補者の指名手続きについては、取締役会において決定することとしております。

当社は、複数の独立社外取締役を含む社外取締役のみで構成される監査等委員会をおく監査等委員会設置会社であり、かつ、複数の独立社外取締役を取締役会の構成メンバーとしており、公正性・透明性は確保されていると判断しております。

補充原則4 - 11 - 2. 取締役の他の上場会社の役員兼任状況

当社の取締役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知の事業報告の会社の現況の会社役員の状況および株主総会参考書類の略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況等において毎年記載しておりますので、ご参照ください。
(<https://www.ccbj-holdings.com/ir/stockholder/meeting.php>)

補充原則4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要

当社は、取締役会の運営、支援体制、構成等に関する取締役による自己評価を踏まえ、取締役会において実効性評価を実施しております。その結果、以下の5点の課題が確認されております。

- 1) 当社グループの事業に影響しうる経営環境の変化に応じたテーマにおける審議の充実
- 2) 取締役会の審議に必要な十分な時間および回数の確保
- 3) わかりやすく整理・分析された適切な形・ボリュームでの取締役会資料の提供
- 4) 事前の検討が可能となる適切な時期における取締役会資料の提供
- 5) 審議事項に関する事前説明のタイミングや説明内容の工夫

今回の取締役会の実効性評価結果を踏まえ、取締役会における経営環境の変化に即した議論の更なる充実・深化に向けた運営面での改善に積極的かつ継続的に取り組み、さらなる持続的成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

【原則4 - 14. 取締役のトレーニング】

補充原則4 - 14 - 2. 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、社外取締役を含む取締役に対して、当社グループの事業、財務、組織等に関する必要な知識を習得するとともに、取締役に求められる役割および法的責任を果たすために、必要と考えられる研修および外部セミナー等の機会を提供いたします。

また、社内取締役を含む執行役員に対しては、より高いレベルのリーダーシップを発揮できる後継者の育成を図るために、必要と考えられる社内外の研修機会を提供いたします。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

（基本的な考え方）

当社は、株主さまとの建設的な対話を通じて、株主さまの当社への理解を促進し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に繋げてまいります。

（担当する統括責任者および担当部門）

当社は、株主さまからの対話（面談）の申込みに対しては、IR担当部門が対応することとし、その統括責任者としてIR部門を担当する役員を選任しております。また、株主さまの対話（面談）の目的等を確認したうえで、必要に応じて、IR部門を担当する役員等の経営陣幹部が面談に臨むことといたします。

（株主さまとの対話（面談）における社内連携体制）

当社は、株主さまとの対話（面談）に際し、IR担当部門が社内の関係部門との情報共有を行い、確実に連携して対応するとともに、株主さまとの対話（面談）を通じて把握したご意見を適時適切に経営陣幹部および取締役に報告し、課題解決に努めてまいります。

（個別面談以外の対話の手段）

当社は、決算説明会等を通じて、経営陣幹部および取締役による定期的な情報発信を行ってまいります。

（インサイダー情報の漏えい防止）

当社グループは、インサイダー情報の管理については、社内規程に基づき、情報管理の徹底を図り、インサイダー情報の漏えい防止に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本コカ・コーラ株式会社	27,956,199	13.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,459,600	3.62
公益財団法人市村清新技術財団	5,294,718	2.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	4,725,442	2.29
薩摩酒造株式会社	4,699,100	2.28
株式会社千秋社	4,088,400	1.98

コカ・コーラ ホールディングズ・ウエストジャパン・インク	4,074,945	1.98
三菱重工機械システム株式会社	3,912,151	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,747,300	1.82
株式会社M C Aホールディングス	3,407,516	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	12 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	7 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉岡 浩	他の会社の出身者											
和田 浩子	他の会社の出身者											
谷村 広和	他の会社の出身者								○			
イリアル・フィナン	他の会社の出身者											
行徳 セルソ	他の会社の出身者											
濱田 奈巳	他の会社の出身者											
エンリケ・ラベッティ	他の会社の出身者					○		○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

吉岡 浩		○	——	吉岡 浩氏は、日本におけるコカ・コーラボトラーの社外取締役やソニー株式会社において培われた豊富な経営経験とグローバルな知見を当社グループの経営に活かしていただくため、取締役(社外取締役)として選任しております。 同氏と、当社との間に特別な利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
和田 浩子		○	——	和田浩子氏は、米プロクター・アンド・ギャンブル社の役員およびダイソン株式会社や日本トイザラス株式会社の代表取締役として培われた豊富な経営経験とグローバルな知見を当社グループの経営に活かしていただくため、取締役(社外取締役)として選任しております。 同氏と、当社との間に特別な利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
谷村 広和		○	谷村 広和氏は、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社との間に商品売買等の取引関係(販売等:当社連結売上収益に占める割合0.38%、仕入等:みちのくコカ・コーラボトリング株式会社の連結売上高に占める割合:1.76%)があります。	谷村広和氏は、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長であり、同社における経営陣としての豊富な経営経験と知見を当社グループの経営に活かしていただくため、取締役(社外取締役)として選任しております。 また、当社は同社の企業グループとの間に、左記の取引関係がありますが、その取引高は僅少であり、取引価格その他取引条件は他の取引先と同様に適正な条件のもとに行っており、同社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。 したがって、当社は同社から著しい影響を受ける恐れがないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
イリアル・フィナン	○		イリアル・フィナン氏は、2017年12月末までザ コカ・コーラ カンパニーのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントでありました。また、2018年1月から3月まで同社のエグゼクティブ・アドバイザーでありました。 当社は、同社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。	イリアル・フィナン氏は、日本におけるコカ・コーラボトラーの社外取締役やザ コカ・コーラ カンパニーの経営ならびに全世界のコカ・コーラボトラーを統括するボトリング投資グループの代表として長年コカ・コーラビジネスに携わってきた会社経営陣としての豊富な経験やグローバルな知見を有し、かつ、当社における監査等委員である取締役としての監査経験を有していることから、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものです。
行徳 セルソ	○	○	——	行徳 セルソ氏は、日産自動車㈱において培われた豊富な経営経験やグローバルな知見を有し、かつ、同社監査役としての監査経験を有していることから、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しております。 同氏と、当社との間に特別な利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

濱田 奈巳	○	○	——	濱田奈巳氏は、自身でファイナンスに関するコンサルティング会社を経営するなど財務および経理に関する豊富な経験を有し、かつ、リーマン・ブラザーズ証券会社の日本法人の会社経営陣として培われた豊富な経験やグローバルな知見を有していることから、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しております。 同氏と、当社との間に特別な利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
エンリケ・ラベッティ	○		エンリケ・ラベッティ氏は、ザ コカ・コーラカンパニーのラテンアメリカグループのCFOであります。また、2020年4月1日付で同社アジアパシフィックグループのCFOに就任する予定です。 当社は、同社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。	エンリケ・ラベッティ氏は、ザコカ・コーラカンパニーのラテンアメリカグループのCFOであり、また、2020年4月1日付で同社アジアパシフィックグループのCFOに就任する予定です。同氏は同社における経営陣としての豊富な経営経験を有し、かつ、財務および会計に関する豊富な知見を有していることから、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の補助使用人を配置する。当該補助使用人は、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会の職務執行を補助し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会社の法令遵守、適正な活動・運営および財産の保全ならびに財務の信頼性を図ることを目的とし、内部監査部門として、内部監査室を設置しております。

監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的会合、内部監査室からの監査結果報告等を通じて、取締役および執行役員の業務執行を関連法令・定款および当社監査等委員会監査等基準に基づき監査しております。

内部監査室の年度監査方針、監査計画については監査等委員会と事前協議を行うこととし、監査等委員会は内部監査室の監査結果の報告を随時受けることとしております。

また、監査等委員会および内部監査室は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受けるとともに、期中の監査の状況、期末監査の結果等について随時説明、報告を求めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
---	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、当社の社外取締役(候補者含む。)が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目の要件にすべて該当しないと判断される場合に、当社は社外取締役が当社に対する十分な独立性を有しているものと判断いたします。

1. 現在および過去10年間に於いて、当社およびその子会社の業務執行者
2. 現在および過去1年間に於いて、当社を主要な取引先(取引先の直近事業年度において、連結売上高の2%以上を当社グループが占める取引先)とするものまたはその業務執行者
3. 現在および過去1年間に於いて、当社の主要な取引先(当社の直近事業年度において、連結売上高の2%以上を占める取引先)またはその業務執行者
4. 現在および過去1年間に於いて、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上報酬を受領しているコンサルタント、公認会計士または弁護士等
5. 現在および過去1年間に於いて、当社から年間1,000万円以上の寄付を受領しているものまたはその業務執行者
6. 上記1から5に該当するものの二親等以内の近親者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

更新

報酬は、基本報酬と業績に連動する賞与および長期インセンティブ(株式報酬制度(PSUおよびRSU))としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区 分	報酬等の総額	基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬	支給人員
取 締 役 (うち、社外)	582百万円 (23百万円)	436百万円 (23百万円)	96百万円 (-)	50百万円 (-)	8名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち、社外)	71百万円 (62百万円)	71百万円 (62百万円)	- (-)	- (-)	7名 (6名)
合 計 (うち、社外)	653百万円 (85百万円)	508百万円 (85百万円)	96百万円 (-)	50百万円 (-)	15名 (8名)

(注1) 取締役の報酬限度額は、2020年3月26日開催の2019年度定時株主総会における決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額850百万円以内(うち社外取締役については年額500百万円以内)、業務執行取締役に対して交付する金銭報酬債権および金銭の総額を、当該報酬とは別に、1年あたり200,000株に金銭報酬債権および金銭の交付時の時価を乗じた額以内、2016年3月23日開催の2015年度定時株主総会における決議により、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100百万円以内とそれぞれ定められております。

(注2) 上記には、2019年3月26日開催の2018年度定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名および監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)に支給した報酬等を含んでおります。

(注3) 基本報酬には積立型退任時報酬、2018年特別インセンティブおよびフリンジ・ベネフィット相当額(住宅手当等)等が含まれております。

2. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	基本報酬(注)	賞与	業績連動型株式報酬	報酬等の総額
カリン・ドラガン	代表取締役	提出会社	225百万円	66百万円	32百万円	322百万円
ピヨン・イヴァル・ウルゲネス	代表取締役	提出会社	100百万円	26百万円	13百万円	139百万円

(注) 基本報酬には、積立型退任時報酬およびフリンジ・ベネフィット相当額(住宅手当等)が含まれております。

3. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

4. インセンティブ報酬の目標・実績と支給率

- (1) 2019年度を評価対象期間とする年次賞与の会社業績評価は、中期経営計画に基づき事業利益率2.0%を目指し、事業利益、販売数量および売上収益を会社業績評価にふさわしい指標として選定したうえでその目標達成度で業績評価を行い、当該期間の業績達成度は75.0%でした。この会社業績達成度に個人評価の達成度を加味した年次賞与の総支給率（標準額に対する実支給額の比率）は82.5%です。
- (2) 2018年特別インセンティブは、2018年～2019年の2ヵ年を評価対象期間としており、売上高成長率1.0%を初年度目標に業績向上を目指し、当該期間における事業利益、シナジーおよび売上収益を業績評価にふさわしい指標として選定したうえでその目標達成度に基づき業績評価を行い、その達成度は80.0%でした。特別インセンティブの標準額に対する実支給額の割合は、業績達成度に応じて0～150%の範囲で変動し、前述の業績達成度に基づく支給率（標準額に対する実支給額の比率）は80.0%です。
- 2018年特別インセンティブは、売上高成長を伴った業績向上に向けた推進力とするため、2018年度～2019年度のみを対象に支給するものであり、これは監査等委員会における審議を経て決定したものであります。なお、2020年度以降に特別インセンティブを支給する予定はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 役員の報酬等の決定に関する方針および方針の決定方法

取締役の報酬の総額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）は2020年3月26日開催の2019年度定時株主総会において年額850百万円以内（うち社外取締役については年額50百万円以内）、業務執行取締役に対して交付する金銭報酬債権および金銭の総額を、当該報酬とは別に、1年あたり200,000株に金銭報酬債権および金銭の交付時の時価を乗じた額以内、監査等委員である取締役は2016年3月23日開催の2015年度定時株主総会において年額100百万円以内と定めており、各取締役の報酬は、この総額の範囲内で以下のとおり決定しております。

(1) 業務執行取締役および執行役員

国籍・経験などの観点から多様性に富む優秀な人材を採用しリテンションすることが可能となる報酬水準・構成とする。
利益ある成長の実現にむけて十分なインセンティブとなるよう、業績連動報酬を重視した報酬構成比率とする。
中長期的な企業価値向上および株主との利益意識の共有を促進する制度とする。

(2) 監督役員（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役）

経営の監督・監査という役割をふまえた報酬水準・構成とする。

(3) 方針の決定方法

役員報酬等の決定に関する方針については、監査等委員会での審議をふまえ、取締役会の承認を経て決定する。

2. 当社の業務執行取締役および執行役員の報酬に関する内容と手続

(1) 報酬体系（2020年度以降）

固定報酬

1) 基本報酬

・職責の大きさに応じて決定した額を、毎月支給。

2) 積立型退任時報酬

・毎年基本報酬の10%の金額を積み立て、役員の退任時にその累積額を算出し、支給。なお、取締役がCCBJHグループに重大な損害を与えた場合もしくは懲戒の対象となった場合は、支給額を減額または不支給とすることができる。

変動報酬

1) 年次賞与

・単年度の業績達成に向けたインセンティブとして支給。
・職責の大きさに応じて標準額を基本報酬の35%～75%に設定。
・支給額は単年度の業績達成状況（全社業績および個人評価）に応じて、標準額の0%～225%の範囲で変動。
・役員報酬等の決定に関する方針に基づき、事業利益、販売数量、売上収益を評価指標として採用。

2) 長期インセンティブ

・長期インセンティブとしてa) PSUおよびb) RSUの2種類の株式報酬制度を採用。
・職責の大きさに応じて長期インセンティブ全体（a）+ b)）の標準額を基本報酬の40%～100%に設定。当該標準額の8割をPSU標準額、2割をRSU標準額として設定。
・なお、b) RSUについては、監査等委員会における審議によりその必要性が認められた場合には、リテンションを目的として上記RSU標準額相当分とは別に下記報酬枠を上限として、追加的な付与を行うことがある。

a) PSU（パフォーマンス・シェア・ユニット）

・中長期的業績達成に向けたインセンティブとして支給。
・付与から3年後に、3ヵ年の業績達成状況（全社業績のみ）に応じて、PSU標準額の0%～150%の範囲で交付株式数を決定（ただし、交付株式数の半数は納税資金に充当することを目的として金銭で支給）。
・役員報酬等の決定に関する方針に基づき、連結ROE、連結売上高成長率を評価指標として採用。

b) RSU（リストラクテッド・ストック・ユニット）

・株主のみならずとる価値共有、企業価値向上のインセンティブ、人材のリテンション強化の目的で支給。
・付与から3年後にあらかじめ定めた数の株式を交付（ただし、交付株式数の半数は納税資金に充当することを目的として金銭で支給）。

報酬額

・上記 固定報酬および 変動報酬のうち 1)年次賞与は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬として年額850百万円以内

(うち社外取締役分年額50百万円以内)と設定しています。

- ・上記 変動報酬のうち 2) 長期インセンティブは、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬として、業務執行取締役に對して交付する金銭報酬債権および金銭の総額を、上記報酬とは別に、1年あたり200,000株に金銭報酬債権および金銭の交付時の時価を乗じた額以内と設定しています。

(2) 報酬決定プロセス

当社の業務執行取締役の報酬については、報酬決定手続きの透明性・客観性を高めるため、複数の独立社外取締役を含む社外取締役のみで構成する監査等委員会において報酬内容について審議し、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会において承認を受けた「取締役および執行役員の処遇制度」の基準に基づき、取締役会決議により代表取締役へ委任し、代表取締役が業績連動報酬の額を含む各業務執行取締役の報酬を決定します。執行役員の報酬についても、監査等委員会における審議を経て決定しています。

取締役会の活動内容

2019年度の役員報酬の決定に関する取締役会の活動内容は以下のとおりです。

- 1) 2019年1月から2019年12月の1年間における取締役会の開催回数: 8回
- 2) 2019年度役員報酬および役員報酬制度に関して取締役会で協議された主な内容
 - ・2018年賞与および2017年特別インセンティブ支給に関する件
 - ・2019年度取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の報酬決定に関する件
 - ・2018年業績連動型株式報酬に関する会計基準変更による業績指標見直しの件、2019年業績連動型株式報酬に関する業績指標の件
 - ・2019年賞与および2018年特別インセンティブに関する会計基準変更による業績指標見直しの件

監査等委員会の活動内容

2019年度の役員報酬の決定に関する監査等委員会の活動内容は以下のとおりです。

- 1) 2019年1月から2019年12月の1年間における監査等委員会の開催回数: 8回
- 2) 2019年度役員報酬および役員報酬制度に関して監査等委員会で協議された主な内容
 - ・2018年賞与および2017年特別インセンティブ支給に関する個人別支給額等の件
 - ・2019年度取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の報酬の件
 - ・2019年度監査等委員の報酬に関する件
 - ・2018年業績連動型株式報酬に関して、会計基準変更による業績指標見直しの件、2019年業績連動型株式報酬に関して、業績指標の件
 - ・2019年賞与および2018年特別インセンティブに関して、会計基準変更による業績指標見直しの件
 - ・2019年賞与に係る役員の個人目標の件
 - ・2020年度以降の長期インセンティブ制度導入の件
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件
 - ・株式報酬制度(RSU)導入の件

(3) 報酬水準

国籍・経験などの観点から多様性に富む優秀な人材を採用しリテンションすることが可能となる報酬水準に設定するべく、外部専門機関の報酬調査データ等を活用し、国内外の同規模類似業種企業等の水準を参考に、職責の大きさ等に応じて決定します。

3. 当社の監督役員の報酬に関する方針と手続

監督役員(監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役)の報酬は、経営の監督・監査という役割をふまえ、基本報酬のみで構成します。水準は、外部専門機関の報酬調査データ等を活用し、国内の同規模企業の水準を参考に役割に応じて設定しています。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会へ提案され、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。監査等委員でない社外取締役の報酬は、取締役会において承認を受けた「取締役および執行役員の処遇制度」の基準に基づき、監査等委員会での審議を踏まえ、取締役会決議により代表取締役へ委任し、代表取締役が決定します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、コーポレート・ガバナンス推進部のスタッフが、監査等委員である社外取締役については、監査等委員会事務局(補助使用人)が、それぞれサポートすることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・経営の監査・監督機能

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、監査等委員会設置会社を採用しています。当社の監査を担う監査等委員会は、複数の独立社外取締役を含む社外取締役(監査等委員)のみで構成されており、この社外取締役である監査等委員が、取締役会における議決権を有していること、ならびに株主総会において取締役の指名・報酬等についての意見を陳述する権利を有していることなどにより、経営監督機能がより強化されています。

・指名、報酬決定等の機能

当社は、取締役候補者の指名手続きおよび取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関する事項については、指名および報酬の決定手続きの透明性・客観性を高めるため、複数の独立社外取締役を含む社外取締役のみで構成する監査等委員会において審議し、候補者の指名については取締役会での決議を経て株主総会に上程し、報酬については株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会において承認を受けた「取締役および執行役員の処遇制度」の基準に基づき、取締役会決議により代表取締役へ委任し、代表取締役が業績連動報酬の額を含む各業務執行取締役の報酬を決定します。執行役員の報酬についても、監査等委員会における審議を経て決定しています。

・責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、社外取締役に限らず、取締役として有用な人材の招聘を行うことができるよう定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の責任限定契約に関する規程を設けております。

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)7名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、監査等委員会設置会社を採用しています。当社の監査を担う監査等委員会は、複数の独立社外取締役を含む社外取締役(監査等委員)のみで構成されており、この社外取締役である監査等委員が、取締役会における議決権を有していること、ならびに株主総会における取締役の指名・報酬等への意見を陳述する権利を有していることなどにより、経営監督機能がより強化されております。

また、当社は、意思決定および経営監督機能と業務執行機能を分離すべく、執行役員制度を採用しているほか、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、執行役員による経営判断の迅速化も図っており、経営の効率性および透明性の向上が可能と考えていることから、本体制を採用しております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、複数の独立社外取締役を含む取締役9名で構成されており、定時取締役会は原則として3ヵ月に1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、法令および定款に定められた事項ならびに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行に関する報告を受けております。また、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、経営陣による経営判断の迅速化も図っております。

目的および権限

1) 法令および定款等に定められた事項ならびに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決定

2) 取締役からの業務執行に関する報告

議長

・代表取締役社長 カリン・ドラガン

構成員

・カリン・ドラガン、ピヨン・イヴァル・ウルゲネス、吉岡 浩(社外取締役)、和田 浩子(社外取締役)、谷村 広和(社外取締役)、イリアル・フィナン(社外取締役)、行徳 セルソ(社外取締役)、濱田 奈巳(社外取締役)およびエンリケ・ラベッティ(社外取締役)

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、複数の独立社外取締役を含む社外取締役のみの4名で構成されており、原則として3ヵ月に1回開催するほか、必要に応じて臨時開催するとともに、取締役会への出席や内部監査を担当する部門および会計監査人の監査結果等を通じて、取締役、執行役員および社員の業務執行状況を関連法令・定款および監査等委員会が作成する監査等委員会監査等基準に基づき監査を実施しております。

また、監査等委員は代表取締役とその内容について定期的に意見交換を行っていることから、当社の経営に対する監督および監督機能を十分に果たしていると考えております。

目的および権限

1) 取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成

2) 会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定

3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任もしくは解任または辞任ならびに取締役の報酬等についての監査等委員会の意見の決定

4) その他法令および定款等に定められた事項の決定

議長

・イリアル・フィナン(社外取締役)

構成員

・イリアル・フィナン(社外取締役)、行徳 セルソ(社外取締役)、濱田 奈巳(社外取締役)およびエンリケ・ラベッティ(社外取締役)

参考資料「コーポレート・ガバナンス体制」をご覧ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の22日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年度定時株主総会(2020年3月26日)は、集中日の2営業日前の午前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話を用いたインターネットで議決権をご行使いただくことを可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	管理信託銀行等の名義株主さまが、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことを可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に資するため、ホームページへの招集通知の掲載および英文招集通知の作成を行っております。
その他	株主のみなさまが議案について検討する期間をより長く確保するため、招集通知のホームページへの掲載を、招集通知の発送の5日前に行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末決算に合わせ説明会を開催し、代表者が出席し、説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信および有価証券報告書に加え、決算説明会資料および個人投資家向け説明会資料等を当社ホームページに掲載しております。 また、決算短信および決算説明会資料については、英訳版もあわせて掲載しております。 また、個人投資家向けの専門サイトも開設し、希望者には、IRニュースのメール配信を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部門として、IR&コーポレートコミュニケーション本部を設置しております。	
その他	「株主のみなさまへ」、アニュアルレビューおよびCSVレポートを作成し、ホームページにも掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、CSV(共通価値の創造)の考え方を取り入れ、従来のCSRの取り組みを進化させ、地域社会や環境保全への貢献や、エネルギー・資源の使用量削減に取り組むことにより、社会的課題の解決と当社グループの成長の両立を目指しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

私たちは、適時、適切な情報開示を行うことにより、あらゆるステークホルダーのみなさまから正しく理解され、信頼される企業を目指します。

そのために、私たちは、企業活動において健全かつ透明性のあるコミュニケーションおよび情報開示を目指し、以下のポリシーに基づき、情報開示を行います。

1. 情報開示の基本的な考え方

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングスグループは、社会から信頼される企業を目指し、株主・投資家のみなさまをはじめとする日本国内外におけるステークホルダーのみなさまに当社グループを正しく理解いただけるよう、透明性、公平性、継続性を基本に適時、適切な情報開示を行います。

会社法、金融商品取引法およびその他日本国内外の諸法令ならびに上場取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定をはじめとする諸規則に従い、情報開示を行います。適時開示規則等に該当しない情報についても、投資判断および当社グループの理解のために有用と判断した場合、積極的に情報開示を行います。

2. 情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報については、同規則に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて開示後、速やかに同一資料をホームページに掲載します。

また、適時開示規則等に該当しない情報についても、投資判断および当社グループの理解のために有用と判断した場合、ホームページへの資料掲載やウェブキャスト配信等により、当該情報がステークホルダーのみなさまに広く伝達されるよう配慮します。

3. 業績予想および将来情報の取扱い

当社グループが開示する業績予想、戦略、目標等のうち、過去の事実でないものは作成時点で入手可能な情報による当社グループ経営陣の仮定および判断に基づいています。そのため、実際の業績等はさまざまなリスクや不確定要素により大きく異なる可能性があります。リスクおよび不確定要素は有価証券報告書等に記載されていますので、ご参照ください。

4. インサイダー情報の取扱い(沈黙期間の設定)

決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表までの期間を「沈黙期間」とし、決算および業績予想に関する質問への回答やコメントを差し控えていただきます。ただし、沈黙期間中であっても、すでに公表された情報および公知となった情報に関する質問等には対応します。

なお、沈黙期間中に適時開示規則に該当する事実が発生した場合や、事前に公表した業績予想を大きく乖離する見込みが生じた場合には、適時開示規則に従い、適宜、情報開示を行います。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年7月1日開催の取締役会において、当社およびグループ各社の業務の適正を確保するための体制（以下内部統制という。）の整備について決議しております。なお、2019年3月26日開催の取締役会において、一部内容の見直しを行っております。概要は、次のとおりであります。

- (1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループの取締役、執行役員および社員等が、法令・定款を遵守し、社会規範に沿った行動を行うよう倫理・行動規範を定めるとともに、定期的に倫理・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の強化、違反の発生防止等を図る。
 - 2) コンプライアンス違反についての内部通報体制として、所属長への報告経路とは別に報告・相談窓口を設ける。
 - 3) 社外取締役のみで構成される監査等委員会による監査を行う監査等委員会設置会社制度を採用することにより、取締役会の監督機能を強化する。
 - 4) 内部監査の担当部門を設置し、業務活動が法令、定款および社内諸規程等に準拠して、適正かつ効果的に行われているか監査する。
 - 5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨み、違法な要求には警察や弁護士等との連携を図りながら対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
 - 1) 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等その他取締役の職務の執行に係る重要な情報については文書または電磁的媒体に記録するとともに、法定文書と同様に文書管理に関する規程およびグループ情報セキュリティに関する規程に基づき、適切に保存する。
 - 2) 当社取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社グループにおける経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスクマネジメントの観点から、重要事項についてはリスクマネジメント委員会に報告し、リスクマネジメント委員会は必要に応じ、リスクへの対応方針を決定する。
 - 2) 重大なリスクへの対応を実効化する組織および規程・ガイドライン等を制定し、当社グループ全体に対する研修等の周知徹底を図る。
 - 3) 組織横断的リスク状況の監視およびグループ全社対応は、リスクマネジメント担当部門が行う。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員および社員等が共有すべき当社グループの経営方針・目標を定めるとともに、当社グループにおける意思決定ルールに基づく権限分配を含めた当該目標達成のための効率的な方法を定める。
 - 2) 当社グループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て決定するために、取締役会の他、事業会社における主要な会議体等の適切な会議体を組織し、これを審議する。
- (5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ共通の企業理念、経営方針、倫理・行動規範および職務権限等の整備を通じて経営の一体化を確保し、子会社での業務執行状況を監督・管理する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の補助使用人を配置する。当該補助使用人は、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会の職務執行を補助し、取締役（監査等委員を除く。）等の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および社員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
 - 2) 内部監査の担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
 - 3) コンプライアンス担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行う。
 - 4) 監査等委員会に報告したことにより、報告した者が、そのことを理由に不当な扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員および社員等に周知徹底する。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役の職務執行のため、毎年必要な予算を設ける。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換会を開催する。
 - 2) 代表取締役は監査等委員の職務の遂行にあたり、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れるよう、環境を整備する。
 - 3) 監査等委員会は、定期的に内部監査の担当部門および会計監査人と意見を交換する機会を設ける。

参考資料「コーポレート・ガバナンス体制」および「適時開示体制概要図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む姿勢を明確化し、グループ全社員に対して周知徹底を図るとともに、警察や弁護士等との情報交換を密にし、反社会的勢力の排除に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

更新

a. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、1. 世界中の国や地域で人々に爽やかさとうるおいを届け、人々の生活スタイルの一部となっている「コカ・コーラ」ブランドを、地域社会に根付かせていくこと、2. 当社の掲げる企業理念を理解し、お客さまから選ばれ市場で私たちが勝利するために積極的に取り組んでいくこと、3. お客さまの満足を徹底して追求していくこととする強い使命感を持った社員の存在を理解し、社員一人ひとりに報いるべく彼らがコカ・コーラに誇りを持ち、誰もが働きたいと思う職場環境づくりに積極的に取り組んでいくこと、4. 豊かな社会の実現の一助となるよう努力を続ける企業市民としての責任感をもって地域社会への貢献ならびに環境問題への積極的な取り組みを行うこと、これらを十分に理解し、ステークホルダーであるお客さま・お得意さま、株主のみならず、社員との信頼関係を維持し、ステークホルダーのみならずの期待に応えていながら、中長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

b. 基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、ザ コカ・コーラ カンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社（ザ コカ・コーラ カンパニー100%出資）の戦略的パートナーとして、商品開発やテストマーケティングなどさまざまな取組みを協働で展開し、日本のコカ・コーラビジネスの変革をリードする役割を担うとともに、ステークホルダーであるお客さま・お得意さま、株主のみならず、社員から信頼される企業づくりに努めております。

清涼飲料業界においては、市場が成熟化し、大きな成長が期待できない中、清涼飲料各社間の競争が激化するなど、当社を取り巻く経営環境はさらに厳しくなることが見込まれます。

このような状況の中、当社グループは、強固かつ持続的なオペレーティングモデルを確立し、重点エリアでの成功を目指すとともに、成長実現に向けビジネスを抜本的に変革し、すべてのお客さま（消費者）、お得意さまから、あらゆる飲用機会ですべて選ばれる飲料会社を目指してまいります。

また、当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、監査等委員会設置会社を採用しております。当社の監査を担う監査等委員会は、複数の独立社外取締役を含む社外取締役（監査等委員）のみで構成されており、この社外取締役である監査等委員が、取締役会における議決権を有していること、ならびに株主総会において取締役の指名・報酬等についての意見を陳述する権利を有していることなどにより、経営監督機能がより強化されております。

また、当社は、意思決定および経営管理機能と業務執行機能を分離すべく、執行役員制度を採用しているほか、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、執行役員による経営判断の迅速化も図っております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株式の大量買付けが行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、必要に応じて、法令および当社定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

また、今後の社会的な動向も考慮しつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、当社取締役会が買収防衛策を再導入する必要があると判断した場合には、定款の定めに従い、株主総会において株主のみならずその導入の是非をお諮りいたします。

c. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記b. (a) の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿ったものであります。

また、前記b. (b) の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、必要に応じて、法令および当社定款の許容する範囲内で、かつ株主意思を重視した具体的方策として策定されたものであるため、当社の株主共同の利益を損なうものおよび当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する姿勢・方針およびこれらの周知・啓発について

当社は、コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングスグループの企業活動に携わる者として、以下の事項を定めるとともに、グループの社員を対象とした研修等で周知・啓発を行っております。

- ・適時適切な情報を提供し、積極的なコミュニケーションを図ります。
- ・企業情報は適切に管理し、情報の漏えい・流出を防ぎます。
- ・常に、透明性のある企業経営を目指します。
- ・インサイダー取引およびその疑いをもたれるような行為は行いません。
- ・リスクを把握し、未然に防止策をはかるとともに、万一、リスクが起こったときは、損害が発生したり、企業価値が下がらないよう迅速に対応します。

2. 適時開示業務を執行する体制について

当社グループは、会社情報の管理および公表について社内規程において、情報管理責任者を定め、会社情報の管理および公表の総括責任者としております。

また、同規程において、適時開示に係る会社情報をリストアップしております。なお、適時開示に係る会社情報に該当するかどうかの疑義が生じた場合は、関係者の協議に基づき、情報管理責任者が判断しております。

適時開示に係る会社情報のうち、決定事項については当該決定が行われたとき、その他の事項については該当事項が生じたときに発生したもののみとなっております。

適時開示に係る会社情報は、情報管理責任者の指示のもと、取締役会の決議等社内手続きを経て、発生後遅滞なく法令等に定める手続きにより公表を行っております。

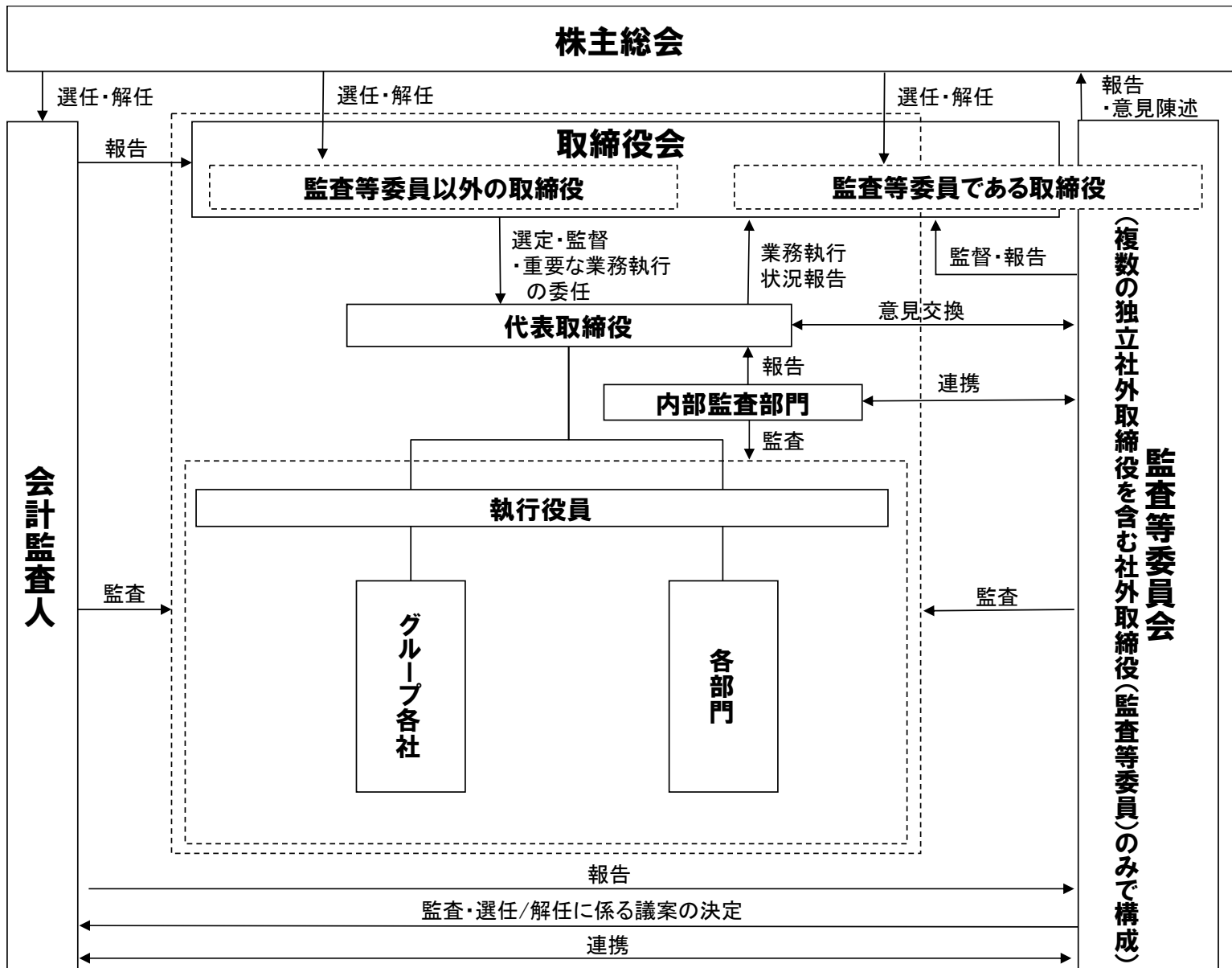
なお、会社情報の管理および公表については、必要に応じて、外部弁護士、会計監査人、幹事証券会社および証券代行機関等に確認しております。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングについて

監査等委員会は、監査等委員会が作成する監査等委員会監査等基準において、取締役の適時開示体制の構築・運用の監視・検証、適時開示情報の内容の検証等を行う旨を定め、適時開示体制を対象とした監査を実施しております。

参考資料「適時開示体制概要図」をご覧ください。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制概要図

